緑の募金交付事業募集要領

平成23年10月25日 最終改正 平成29年12月 1日

森林の整備、緑化の推進のための活動を緑の募金交付金を受けて実施しようとするものは、この要領により応募するものとする。

{対象事業}

1. 募集対象事業

別添「緑の募金交付対象事業一覧表」に定める事業。

ただし、次のいずれかに該当するものは、応募できないものとする。

- (1) 既に、同事業について当該年度中に当事業または他の機関等から、補助金、助成金を受けているもの、または受ける見込みのあるもの。
- (2) 個人の利益、または、特定の事業者の利益のために行われるもの。
- (3) 個人の所有地で行なう事業。(ただし、三重県緑化推進協会長が適当と認める場合を除く)
- (4) 緑化の推進活動を行なう団体と認められない者、または個人が行なう事業。
- (5)「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの。

2. 緑の募金交付金の交付対象経費

交付の対象となる経費は、原則として次のとおりとする。

74,000						
科目	区分	細分	摘要			
行動費	交通費	人員輸送	人員輸送車借り上げ料			
	保険料	傷害保険	ボランティア等傷害保険料			
環境整備費	歩道等整備費	歩道等整備	植栽等に利用する歩道等整備経費			
	機械、器具	機械器具	下刈り鎌、間伐用鋸等購入、機械借			
資材費等			り上げ損料			
	苗木、肥料、支柱	苗木、肥料 <u>、獣害</u>	苗木は原則として1本当たり1万			
		防止用資材等	円を超えないのものとする			
	委託費	薬剤注入費等	自治会で管理している名木の保護			
			にかかるもので、専門的な技術を要			
			するものに限る			
資材等運搬費	運搬費	車両借り上げ	車両借り上げ料			
事務費	事務用品費等	事務用品等	印刷、通信、事務消耗品等			

- * 次の経費等については、交付の対象となりません。
 - 1)食料費 2)ボランティアの労賃、旅費
 - 3) 居住地から集合・解散場所までの旅費

3. 事業期間

原則として、当該事業年度の2月末日までに完了できるもの。

4. 交付限度額

原則として、1事業あたり20万円を限度とする。

- 5. 交付対象者
- (1) 市町及び市町緑化推進委員会(以下「市町緑化推進委員会等」という。)
- (2) 三重県に住所を有する事業者、住民団体(全国規模の団体は除く)等で、三重県内で森林の整備、緑化の推進活動をしようとする者のうち次の要件を具備している者。
 - ア. 交付金の使途に係る条件遵守が確実であり、自主的に事業を完遂できること。
 - イ. 営利を目的としないこと。

{ 事業の応募等 }

6. 応募方法

別に定める「緑の募金交付金交付要領」によるものとする。

7. 応募期間

別に定める期間とする。(市町緑化推進委員会等へ必着)

8. 応募先

各市町緑化推進委員会等において申請をとりまとめ、別に定める期日までに三重県緑化推進協会に送付するものとする。

- 9. 採択の決定等
- (1) 申請のあった事業箇所については、「運営協議会」に諮り、決定する。
- (2) 交付の決定に当たっては、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。
- 10. 採択決定の通知

採択決定がなされた後、その結果は、市町緑化推進委員会等を経由し各申請者あて通知する。

(問い合わせ先)

- * 各市町緑化推進委員会(または各市町緑の募金担当部課)
- * 公益社団法人三重県緑化推進協会

〒514-0003 津市桜橋1丁目104番地

TEL 059-224-9100

FAX = 059 - 224 - 9118

緑の募金交付対象事業一覧表

1. 事業の区分

- (1) 森林の整備
- ① 地域住民等が参加する森林の整備
- ② 都市住民との交流による森林の整備
- ③ 地域のシンボルとなる森林等の保護
- (2) 緑化の推進
- ① 地域住民等が参加する環境緑化活動
- ② 地域住民が実施する街並みの緑化活動
- ③ 地域住民を対象とした緑化苗木の無償配布等

2. 事業の種類

区分	事業名	事業の内容	実施主体	助成対象経費
林の整備	みんなの森 整備事業	・市民等に広く利用される森林等の整備・都市住民との交流による森林整備	緑化推進委員会 地域住民等 都市住民等	苗木代、樹木代、 資材代、看板代等
	ふるさとの緑 保護事業	・地域のシンボルとなる森林や古 木の保護及びPRを行う	緑化推進委員会 地域住民等	治療費、環境整備に要 する経費、PR費等
似化の推進	環境緑化推進 事業	・地域住民参加による公共用地等 における植樹、保護手入れ活 動、花の育苗、植え付け等	緑化推進委員会 地域住民等	苗木代、樹木代、 資材代、看板代等
	緑の街づくり推進事業	・統一した街並みの緑化活動及び 緑化推進委員会 <u>等</u> が行なう苗 木の無償配布	緑化推進委員会 地域住民等	苗木代、PR費等
その他	運営協議会認定事業	運営協議会において、緑の募金のとして認められた事業		

※法律により規定されている募金事業の内、森林の整備または緑化の推進に係る国際協力については

原則として、公益社団法人国土緑化推進機構における募金中央交付事業で対応していくものとする。

※緑化推進委員会には緑化推進委員会を未整備の市町を含むものとする。